

岐阜薬科大学附属図書館文献複写規程

制定 昭和 30 年 3 月 1 日

改正 昭和 34 年 11 月 1 日

昭和 42 年 4 月 1 日

平成 4 年 1 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 岐阜薬科大学附属図書館(以下「図書館」という。)は、利用者の依頼により所蔵図書及び図書館資料の複写を行う。

(利用者の範囲)

第 2 条 複写は教育、研究、事務等の目的に対してのみ受け付ける。

(利用の手続)

第 3 条 依頼者は、図書館備付けの複写申込書に所要の事項を記入し、申し込まなければならない。

第 4 条 依頼者は、申込みのときに複写料金を納めなければならない。

附 則

この規程は、昭和 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 34 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 1 月 29 日から施行する。